

## 業務仕様書

### 1 件名

和布刈地区歴史謎解き企画運営業務

### 2 委託者

北九州市

### 3 契約期間

契約締結日～令和7年2月28日（金）

### 4 目的

和布刈地区は源平合戦や門司城の戦いなど時代の節目で舞台となった豊富な歴史遺産があるにも関わらず認知される機会が少ない。本事業では、謎解きゲームを通して、和布刈地区を中心とした歴史にスポットを当てることで、和布刈地区の歴史的遺産の認知度向上を図る。

### 5 業務内容

- (1) 謎解きの企画立案・プロデュース及び運営
- (2) 広報活動
- (3) アンケートの収集及びデータ集計
- (4) 報告関係書類の作成
- (5) その他、(1)～(4)に付随する業務

### 6 仕様

- (1) 実施期間  
令和6年11月1日～令和7年1月31日
- (2) 対象エリア  
門司港レトロ地区、和布刈地区
- (3) 参加費  
無料
- (4) 対象年齢  
小学生～大人まで参加できる内容とする
- (5) 対象数  
3,000人（最大）
- (6) 訪問スポット

- ・門司港レトロ地区と和布刈地区を回遊するコースとすること。

【門司港レトロ地区】

- ①門司港駅、②旧大阪商船、③旧門司三井俱楽部、④旧門司税関、  
⑤大連友好記念館、⑥旧大連航路上屋、⑦門司電気通信レトロ館、⑧三宜楼 等  
※門司港レトロ地区は1か所以上を必須とすること。

【和布刈地区】

- ①唐人墓、②門司城跡、③古城砲台跡、④壇ノ浦合戦壁画、⑤明石与次兵衛塔、  
⑥門司関址、⑦平家一杯水、⑧日本初の海底電信線の敷設 等

- ・周遊コースは2つ以上設定すること。

(①初心者・子供・高齢者向け②上級者・大人向け 等)

- ・問題のヒントや解答は実際にスポットに訪れなければ分からぬ仕様に努めること。

(7) 謎解き

- ・和布刈地区の歴史を学ぶことができるストーリー及び謎解きを考案し、ゲーム感覚で楽しめる内容とすること。
- ・謎解きキット（印刷物）、およびスマートフォンを活用し参加、回答できるものとすること。
- ・工作物を設置する場合は、関係機関との調整の上、設置すること。

(8) 謎解きキット（印刷物）

- ・サイズは提案によるものとする。
- ・遊び方、歴史遺産の説明文、観光情報、スポットの位置が分かるマップを記載すること。
- ・イラストやキャラクター等を製作し、思わず参加したくなるデザインとすること。
- ・回答フォームを含めること。

(9) 景品のとりまとめ及び発送

- ・謎解きクリア者の中から抽選で選ばれた方に対して景品を贈ること。
- ・謎解きクリア者の管理、抽選及び景品に係る経費（購入費、梱包費、発送費等）は本委託業務に含むものとする。
- ・謎解きクリア者からの応募はイベント専用ホームページを基本とするが、印刷物や郵便による応募も対応すること。
- ・景品の内容や数量は提案によるものとする。ただし、門司港の魅力をPRできる内容とすること。
- ・同一人物が重複して景品を受けることがないように措置を講じること。

(10) 専用ホームページ

- ・本イベント専用ホームページを作成すること。なお、ホームページはスマホ対応必須とする。
- ・ホームページはSSL対応とし、通信を暗号化すること。

- ・ホームページには、遊び方、謎解きキット（データ）、スポットの位置が分かるマップ、回答入力フォーム、注意事項等を掲載すること。
- ・ホームページ公開に係る一切の費用（ドメイン料、レンタル料、サーバー使用料、保守メンテナンス等）は本委託業務に含むものとする。

（11）制作物

- ・謎解きキット（カラー）3,000部
- ・チラシ（A4、カラー）10,000部  
※謎解きキット、もしくはチラシに想定されるアクセス手段を記載すること。  
※発注者が指定する場所に発送すること。
- ・ポスター（B2、カラー）20枚
- ・その他、謎解きに必要なグッズ
- ・作成した印刷物のデータはCD-Rで納品すること。

（12）広報

- ・イベントへの参加促進及び周知のため、各種メディアやSNS広告、キャンペーン等を活用したPR方法を提案すること。

（13）アンケート

- ・イベント参加者からアンケートを収集できる仕組みを作成すること。
- ・アンケートデータの集計、分析を行い、実績の報告を行うこと。
- ・アンケート内容は発注者と協議して決定するもの。

（14）その他

- ・事故やトラブルの対応に係る費用を負担すること。
- ・本イベントの参加者からの問い合わせに対応すること。

（15）業務計画書、報告書

- ・業務計画書を提出すること。  
【提出先】都市ブランド創造局門司港レトロ課  
【提出方法】紙  
【提出期限】令和6年9月5日（木）
- ・業務完了報告書、実績報告書、アンケート結果、記録写真を提出すること。  
【提出先】都市ブランド創造局門司港レトロ課  
【提出方法】紙、データ納品  
【提出期限】令和7年2月28日（金）

## 7 その他留意事項

- （1）当該業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限度にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取扱を確保するものとする。

- (2) 肖像権や意匠等の権利が発生する場合は、受託者の責任において、撮影前に権利者等への了解を得ることとする。
- (3) 受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が追うものとする。
- (4) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は発注者と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない。  
また、発注者が業務の履行に関し受託者に報告を求めた時には直ちに応じること。
- (6) 当該イベントの実施にあたり生じる許可申請書類一式の作成・申請等を行う。申請に伴い発生する費用については受託者において負担すること。
- (7) 当該イベントの開催にあたり傷害保険に加入するなど、参加者が事故を被った場合に備え、受託者の責任で対応すること。
- (8) 受託者は本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得たとき又は発注者と協議を行った上で再委託した方が効果的と判断された場合はこの限りではない。再委託先の行った作業の結果については受託者が全責任を負うこと。
- (9) 契約金額には委託契約の履行に必要となる一切の経費（事前取材、交通費等）を含む。
- (10) 本業務の遂行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責任に帰する場合を除き、受託者がその賠償の責任を負うこととする。
- (11) 成果品の所有権及び全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限られない。）は、市に帰属するものとする。
- (12) 受注者は、委託業務の実施（処理）上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスク、データその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者の立会いのもとに廃棄・削除しなければならない。
- (13) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は速やかに受託者及び発注者で協議して決定する。
- (14) 本仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するもの。
- (15) 受託者は、北九州市契約規則及びその他の関係規則を遵守すること。